

令和3年3月5日

令和3年登米市議会定例会
2月定期議会 議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
請願第1号	認定こども園園児送迎バスに関する請願	3
発議第1号	新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の根絶に関する決議	6
	常任委員会の調査報告	別冊
	議会改革推進会議の調査報告	別冊

令和3年2月25日

登米市議会
議長 及川昌憲 様

教育民生常任委員会
委員長 佐々木 幸



請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第146条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
請願第1号	令和2年11月26日	認定こども園園児送迎バスに関する請願	不採択とすべきもの	別紙のとおり	

(別紙)

市内認定こども園は、保護者の子育てと仕事の両立を支援し、乳幼児の健全な心身の成長に大きく貢献していただいているところである。

本請願は、認定こども園の送迎バスを利用する園児の保護者負担を無料にする補助と、送迎バスを運行する認定こども園に対し年間経費への補助を求める内容であった。それぞれの願意に対する審査結果は次のとおりである。

①市内認定こども園に通う園児の保護者に対し、送迎バスの保護者負担を無料にするための補助について

- ・現状の財政措置としては、保育給付認定を受けた乳幼児が認定こども園を利用する場合の経費に対し、市からは「施設型給付費」が施設に支給されている。さらに、送迎バスの運行施設には、1号認定区分（幼稚園機能分）の人数に応じて「通園送迎加算」が上乘せされる仕組みになっており、子ども一人当たりの保育に要する経費には、財政支援が行われている状況である。
- ・送迎バスについては、各家庭の事情や、運行時間及びコースの都合などの理由により、自家送迎で通園する家庭も多く、全ての園児が利用している状況ではない。送迎バスを利用する園児の保護者負担のみに補助することは公平性に欠け、同じ施設に通う保護者に対する平等な支援にならないと判断した。

②送迎バスを運行している認定こども園に対し、年間経費に補助することについて

- ・運行状況については、現在、市内認定こども園7園において、園児送迎バスを運行する施設は3園で、そのうち1園は利用希望者が減少していることから、廃止も検討されている状況であった。
- ・民間事業所が運行する園児送迎バスは、他の施設との差別化を図るための特色であり、園児募集において定員を確保するための施設独自のサービスであると認識している。また、バスを保有する保育施設には、園児送迎は行っていないものの、園外の保育活動の移動手段としてバスを使用している施設もあるため、「園児の送迎」に補助を限定した場合、バスを保有する施設間で公平性に欠けると判断した。
- ・園児送迎バスは、送迎が困難な家庭にとって大切な通園手段であり、民間事業者の経営努力による子育てサポートであると認識している。送迎バスの利用園児は減少傾向にあることから、民間事業者側は運行計画の見直しや今後の方向性を検討されるなど、現状に見合った経営判断も必要と考える。

また、請願理由にある公設公営の認定こども園が運行する送迎バスについても調査した。

民間事業者の運営により、令和3年4月1日に開園する石越にじいろこども園においては、同時期に公設公営で開園する豊里こども園の送迎バスが、保護者負担無しで運行されることに不公平を感じる状況は理解できるとの意見もあった。

しかし、市では豊里こども園の送迎バスを、幼稚園在園児が卒園するまでの期間に限った運行を計画しており、令和5年度以降は廃止、また、継続の場合は負

担金を徴収するなどの検討がなされている。現時点で、豊里こども園の送迎バスの運行は、限定的なものであると判断した。

今回、公設公営と民設民営の認定こども園が同時期に開園される状況の中、市当局と民間事業者との間で、認定こども園移行前の保育所及び幼稚園で行われていた事業の継承について、送迎バスの継続に対する認識の相違が少なからずあったものと思われる。今後は誤解が生じないよう両者は十分な引継ぎ期間を設け、協議・調整を重ね、円滑な保育・幼児教育の移管が行われることを望む。

発議第 1 号

新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の根絶に関する決議
について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の
規定により提出します。

令和 3 年 2 月 25 日

登米市議会議長 及川 昌憲 様

提出者	登米市議会議員	上野晃
賛成者	同	上 岩淵正弘
	同	上 沼倉利光
	同	上 武田節夫
	同	上 及川長太郎
	同	上 熊友憲雄
	同	上 佐々木幸一



同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上

中澤宏
佐藤 賀子
伊藤 菜
桐澤 吉悦
須藤 幸喜
佐藤 惠喜
浅田 修
熊谷 和弘
工藤 淳子
八木 法子

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の根絶に総力を傾けることを宣言することで、人権意識の高揚を図るとともに、議会による人権問題に対する取り組みへの決意を新たにすもの。

新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の根絶に関する決議（案）

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において確認された新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界に蔓延し、今も多くの人々を苦しめています。

新型コロナウイルス感染症は、世界中のヒトとヒトを瞬時に繋ぐ現代のグローバル化された社会に対して重大なダメージを与え、その影響は本市においても例外ではありません。

現在、医療従事者等を始めとする多くの人々が、昼夜を問わず感染拡大防止や経済の立て直し等に尽力しています。

このような中、市内外において感染者や濃厚接触者、その可能性のある者、これらの家族等の関係者又は医療従事者等に対する誹謗中傷や差別等の事例が発生しています。

このような行為は、感染者等による客観的な情報の提供を萎縮させ、また、医療従事者等を疲弊させるのみならず、人権を脅かします。

一刻も早くアフターコロナ社会へ舵を切るには、全市民が一丸となり、思いやりの心を持った行動をする必要があります。

よって、ここに当市議会は、市民と共に新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の根絶と社会の安定の維持に総力を傾けることを宣言します。

以上、決議する。

令和3年3月 日

登米市議会